

令和5年度ICTを活用した保健事業実施支援事業委託業務仕様書

1 業務の名称

令和5年度ICTを活用した保健事業実施支援事業委託業務

2 業務の目的

和歌山県内市町村国保における特定保健指導の実施率は、令和3年度で20.7%と低い状況が続いており、健康管理が必要な指導対象者の健康状態の把握、個々の状態に応じた保健指導等が十分にできていないことが課題となっている。

このため、従来型の手法に加え、ICTの特性を活用した保健指導を実施することで、特定保健指導の実施率及び実施効果の向上を図ることを目的とする。

3 実施主体

県が選定する県内5市町村（以下、「モデル市町村」という。）

（和歌山市、有田川町、那智勝浦町 他2市町村については選定中）

4 対象者

モデル市町村が特定保健指導の対象者から選定した者。

（5市町村合計で500人を上限とする。）

5 業務内容

（1）スマートウォッチ及び体組成計の貸与、スマートフォン向けアプリケーション（以下「スマホアプリ」という。）の提供

ア スマートウォッチ及び体組成計の貸与

歩数や睡眠時間、睡眠の質等を自動計測できる機能が搭載されたスマートウォッチ及び体脂肪率、BMI、内蔵脂肪、筋肉量、基礎代謝量、推定骨量、体内年齢を計測できる体組成計（以下「スマートウォッチ等」という。）を貸与する。

※各モデル市町村の参加人数分及びモデル市町村の職員等試用台数

※通常の使用において、機器が正常に動作しなくなった場合は、機器の交換又は修理に応じること

イ スマホアプリの提供

食事内容や血圧、体重等の健康データを入力することで、参加者の健康状態が把握できるスマホアプリを提供（ただし、スマホアプリは開発者、管理者が明らかなものに限り、iOS及びAndroidOSのいずれにも対応可能なものとする）

ウ データの連携と一元管理

ア及びイで得られたデータを連携させ、参加者がスマホアプリ上で日次、週間測定データを確認できるようにするとともに、これらのデータが一元的に管理できるシステム環境を整備

※上記ア、イについては、対象者が予定人数に達しなかった場合、スマートウォ

ッチ等の貸与台数、スマホアプリの提供数の減少に伴う委託料の減額がありうる。

(2) スマートウォッチ等及びスマホアプリの使用方法等に関する相談対応

参加者等からのスマートウォッチ等及びスマホアプリの使用方法等に関する問い合わせに対応できるコールセンターを設置

【設置期間】

モデル市町村の参加者がスマートウォッチ等とアプリを使用している期間中
(土曜日、日曜日、祝日及び年末年始(12月29日から1月3日)を除く)

【対応時間】

平日 10時から18時まで

(3) 住民説明会等の開催

各モデル市町村と実施方法について相談の上、以下の説明会等をモデル市町村ごとに開催する。

なお、開催方法については、モデル市町村の希望に応じて、オンライン、各市町村内の会場での実施又はこれらの併用実施のいずれにも対応できること。

ア 住民説明会(1市町村1回以上)

参加者への事業の趣旨やスマートウォッチ等とスマホアプリの連携、使用方法等を説明するための住民説明会を開催

【実施内容】

- ・会場の手配、設営、撤収
- ・事業の趣旨やスマートウォッチとスマホアプリの連携、使用方法等の説明
- ・参加者向けの事業参加に伴う同意書、操作マニュアルの作成、配布(紙媒体及び電子媒体)
- ・その他資料の作成等、運営に係る業務

イ 県が開催する運動教室との連携

参加者に運動習慣を身につけてもらうため別途県が実施する運動教室を周知し参加を促す。

【実施内容】

- ・運動教室参加勧奨資材の作成
- ・参加者への周知
- ・運動教室実施者との調整

ウ フォローアップセミナー(1市町村1回以上)

利用開始から2週間後を目途に、機器の利用や入力方法等にかかる不明点の解消や参加者同士の交流等を目的としてフォローアップセミナーを開催

【実施内容】

- ・会場の手配、設営、撤収
- ・参加者からの機器の利用に関する質問、相談への対応
- ・参加者の事業継続意欲向上のための仕掛け

- ・その他資料の作成等、運営に係る業務

(4) アンケートの実施

事業評価を行うためのアンケートの作成、配布、回収、分析及び評価を実施する。

ア 実施回数

事業実施前と実施後の2回実施する。

イ アンケート項目の作成

参加者の健康意識の変化や行動変容等、効果的な事業評価を実施できる内容を提案し、モデル市町村や県と協議の上決定する。

ウ 実施方法

原則、住民説明会において配布するものとし、確実に回収できる方法を提案、実施すること。

(5) フォローアップ事業

令和4年度ICTを活用した保健事業実施支援事業参加者に対し、事業終了後から一定期間経過後の健康意識や行動変容調査を実施し、当事業の効果を検証する。

(6) 事業成果報告書の作成

アンケート結果や参加者の測定データ、スマホアプリ利用状況等をもとに、参加者の属性情報（性別、年齢等）や測定データとの相関関係等をクロス分析した、モデル市町村ごと及び県総括版の事業成果報告書を作成する。

なお、分析指標については、県と協議の上決定する。

ア 作成部数

モデル市町村ごとの事業成果報告書：3部

県総括版の事業成果報告書：3部

イ 作成時期

令和6年3月29日まで

(7) 成果報告会での報告

県が令和6年3月に実施予定の全市町村に対する成果報告会において、事業評価を報告、発表すること。

(8) モデル市町村からの相談対応及び事務処理全般

ア 実施市町村からの相談対応

事業実施にあたっては、常時モデル市町村と連携、協議し進めるとともに、モデル市町村からの相談等に速やかに対応できる体制を整備すること。

※上記5(2)のコールセンター設置期間終了後のスマートウォッチ、スマホアプリの使用方法等に関するモデル市町村の職員からの相談対応等含む。

イ 事業にかかる事務処理全般

上記5（3）～（6）の事務のほか、事業に関してモデル市町村から事務処理の指示があった際は、県担当者と協議し、その指示に従うものとする。

6 委託期間

委託契約締結日から令和6年3月29日までとする。

7 実施計画書及び実績報告書の提出

（1）モデル市町村との事前調整後、本業務に係る実施計画書を提出すること。

（2）事業完了後速やかに、本業務に係る実績報告書を提出すること。

なお、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

8 業務内容に関する補足事項

（1）参加者に貸与するスマートウォッチ等はリースにより調達すること。

（2）参加者がスマートウォッチ等、スマホアプリを使用する前に、モデル市町村の職員等があらかじめ試用できるようにすること。

（3）参加者の選定には関与しないこと。

（4）本業務を実施するにあたって広報物等を刊行する際は、必ず県からの受託事業である旨を明記すること。

（5）参加者に貸与したスマートウォッチ等の回収は、受託者が責任をもって行うものとし、方法・時期については、県及びモデル市町村と協議して決めること。

（6）モデル市町村ごとに作成した事業成果報告書は、和歌山県国民健康保険課へ各2部、モデル市町村担当課へ各1部提出すること。

（7）受託者は、業務開始前のほか、業務着手後から業務完了まで、業務の遂行に当たっては県と緊密に連携を取り、円滑な業務の実施に努めること。

9 その他

（1）本業務の実施に際して、取得価額10万円以上の物品を購入するときは、事前に県に申し出、その了承を得なければならない。

（2）本業務の実施に際して、利益誘導を伴う行為は行ってはならない。

（3）本業務において作成される成果物の著作権（著作権法第27条・第28条に規定する権利を含む。）は、県に帰属するものとし、県が期間の制限なく無償で随時利用・複製できるものとする。

（4）本業務により得られた成果物及び資料・情報等は、県の許可なく他に公表、貸与、使用、複製、漏洩をしてはならない。

（5）業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに係る経費は受託者の負担とする。

（6）本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合には、県担当者と協議し、そ

の指示に従うものとする。

10 業務完了後の提出書類

業務完了後、その事業の成果を記載した委託業務実績報告書を提出するものとし、下記の事項を報告内容に含めるものとする。

- (1) 事業名
- (2) 事業実施期間
- (3) 実施した事業内容
- (4) 成果物の内容
- (5) 事業完了日